

諮問庁：公安調査庁長官

諮問日：平成20年2月12日(平成20年(行情)諮問第78号)

答申日：平成20年10月27日(平成20年度(行情)答申第288号)

事件名：知的障害を有する職員のための支援状況が記載されている文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下の文書(以下「本件対象文書」という。)につき、文書1ないし文書3、文書5及び文書6を保有していないとして不開示とし、文書4の全部を不開示とした決定は、妥当である。

ア 知的障害を有する職員のための支援状況が記載されている文書(現在)(以下「文書1」という。)

イ 知的障害、自閉症、発達障害を有する人を理解するための研修参加報告書(現在)(以下「文書2」という。)

ウ 障害者任免状況通報書(平成19年度)(以下「文書3」という。)

エ 人事記録(処分された人の分のみ)(以下「文書4」という。)

オ 裁判書類一式(以下「文書5」という。)

カ 市民応接に関する文書一式(氏名を明らかにして対応するというようなこと)(以下「文書6」という。)

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成20年1月10日付け中部公総発第3号により中部公安調査局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

ア 文書1、文書2及び文書5は、存在する。

イ 文書3は、存在する。個別の出先機関が障害者任免状況通報書を作成している。愛知県にある国の出先機関である愛知労働局、名古屋法務局等は、開示請求に係る文書を作成しているので、中部公安調査局も作成していると考えられる。

ウ 文書4は、法5条1号に該当しない。人事記録のすべてを不開示にし

ている国の機関は存在しない。どの範囲で開示するのかは、個別に判断すべきである。職務に関係する情報は不開示にすべきでない。

エ 文書6を保有している。職務として市民応接をする国の機関の職員は、氏名を公表すべきである。開示請求受付事務に関する責任の所在が不明確になる。開示請求に係る文書の探索が十分でないので、開示請求に係る文書を保有していないとする処分をしたと考える。このような開示請求に対しては、氏名を公表しない理由を記載した文書を開示請求者に提示すべきであると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 不服申立てに至る経緯及び概要

ア 審査請求人は、平成19年12月13日、法3条に基づき、処分庁に対し、同日付け行政文書開示請求書により、6件の行政文書について開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）

イ 処分庁は、本件開示請求を受け付けた後、同請求に係る行政文書の特定、開示・不開示の検討を進め、その結果を受け、法9条2項に基づき、後述の理由から審査請求人の請求に係る当該行政文書を不開示とする原処分を行った。

ウ 審査請求人は、平成20年1月15日、行政不服審査法5条に基づき、原処分について、公安調査庁長官（以下「諮問庁」という。）に対し、同日付け審査請求書を提出することにより、不服を申し立てた。

(2) 原処分の妥当性についての検討

文書1ないし6について、文書の保有の有無又は不開示情報該当性について、以下のとおり説明する。

ア 文書1の保有の有無について

中部公安調査局においては、開示請求受付後及び不服申立てを受けた後の2回にわたり、総務部総務課の職員が、請求内容に係る行政文書に関連すると思われる人事に関する行政文書ファイルを事務室内及び書庫内において探索したが、該当する文書は確認されなかった。

イ 文書2の保有の有無について

中部公安調査局において知的障害、自閉症及び発達障害を有する人を理解するための研修を実施しておらず、外部からの研修の要請もないことから、研修参加者がおらず、開示請求に係る行政文書を保有していない。

中部公安調査局においては、念のため、開示請求受付後及び不服申立てを受けた後の2回にわたり、総務部総務課の職員が、請求内容

に係る行政文書に関連すると思われる研修に関する行政文書ファイルを事務室内及び書庫内において探索したが、該当する文書は確認されなかった。

ウ 文書3の保有の有無について

平成19年度の障害者任免状況通報書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）40条の規定に基づき、中部公安調査局の上級機関である公安調査庁が6月1日現在で全庁分を作成し、厚生労働大臣に報告しているため、同局においては開示請求に係る行政文書を作成していない。

審査請求人は、愛知労働局、名古屋法務局等の国の出先機関が同通報書を作成しているため、中部公安調査局においても作成していると主張するが、国の出先機関が同通報書を作成しなければならないとする法令の規定はなく、当庁においては全体の職員数が少ないこともあり、本庁人事課において各公安調査局分の障害者任免状況を取りまとめ、厚生労働大臣に報告している。

エ 文書4の不開示情報該当性

本件開示請求後、中部公安調査局担当者が請求者に対し電話で対象範囲等を確認したところ、請求内容については、中部公安調査局の現職の職員のうち処分を受けたものの人事記録であることが確認され、対象文書が特定されている。

人事記録には、人事管理のために職員ごとに氏名、生年月日、本籍、学歴及び表彰が記載されているほか、採用から退職に至るまでの職務や給与に関するすべての記録等、当該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、対象文書は、個々の人事記録ごとに、情報公開法5条1号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当する。このような職員個人に関する極めて詳細な経歴等の情報については、同号ただし書イに規定する慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは言えない。また、当該職員の職務の遂行に係る情報とも言えないので、同号ただし書ハにも該当せず、ただし書ロに該当しないことは明らかであることから、同号の不開示情報に該当する。

また、法6条2項は、開示請求に係る行政文書に法5条1号の不開示情報が記載されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を開示することとしている。

文書4の場合、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる部分を除いたとしても、職場の同僚等の一定範囲の者には個人が特定されるものであり、職員個人ごとに極めて詳細な経歴等の情報が記載されているものであることを考慮すると、個人識別部分以外の部分を公にした場合、職場の同僚等に、通常知られたくないと考えられる情報が明らかになり、さらに、本件においては「処分された人の分」として請求対象となる人事記録が特定されていることから、特定された個人が処分を受けたことも明らかになり、当該職員の権利利益を害するおそれがあるので、法6条2項に基づく部分開示を行うことはできない。

さらに、人事記録の記載事項等に関する政令及び内閣府令により、具体的に記載事項、様式、作成方法などは定められているので、それらの具体的記載項目、様式の部分だけを開示しても有意な情報とは言えず、部分開示を行う必要はない。

なお、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日、情報公開に関する連絡会議申合せ）により、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとするものとされたところ、上記のとおり、人事記録に記載された情報は、当該職員の職務の遂行に係る情報とは言えないので、同申合せの適用を受けるものではない。

オ 文書5の保有の有無について

審査請求人は、開示請求時において、「こちらの局が訴えられたり、職員の誰かが訴えを起こしている事案があると思う。その裁判記録を見せてほしい」と述べていることから、中部公安調査局が当事者となる訴訟又は同局職員が原告となる訴訟に係る文書と判断した。総務部総務課職員が開示請求受付後及び不服申立てを受けた後の2回にわたり、行政文書ファイル管理簿から訴訟に関する行政文書ファイルを探したが確認できず、更に事務室内及び書庫内において探索したが、該当する行政文書は確認されなかった。

カ 文書6の保有の有無について

公安調査庁は、破防法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する処分の請求及び規制措置を行っており、氏名が公になると人物特定が容易になり、調査対象団体から公安調査官が攻撃を受けたり、公安調査官が接触する情報提供者に危険が

及ぶなど、当庁の適正な調査事務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、このような公安調査官の職務の特殊性にかんがみ、当庁においては、氏名を公にする慣行はなく、また、一時的に総務などの管理事務に就いている職員も、いずれは調査事務を担当する可能性も高いことから、公安調査官と同様の取扱いをしている。

中部公安調査局においては、情報公開・個人情報保護窓口を除いて、一般市民を対象とした窓口業務を行っておらず、情報公開事務については、「中部公安調査局情報公開窓口設置規定」及び「公安調査庁情報公開事務取扱要領」を、個人情報保護事務については、「中部公安調査局個人情報保護窓口設置規定」及び「行政機関個人情報保護法開示請求等事務処理の手引」（以下これらをまとめて「情報公開等例規類」という。）をそれぞれ例規として策定し、窓口対応を含めた事務処理の際の手引きとしているところ、各例規中には、請求者に対応する窓口職員が氏名を明示するか否かの記述はなく、このため各例規は、請求内容に係る行政文書には該当せず、他に開示請求に係る行政文書も存在しない。

(3) 結論

以上の説明のとおり、審査請求人が存在を主張する各文書1ないし文書3、文書5及び文書6は保有しておらず、文書4はその全部が開示情報に該当するので、本件不服申立てには理由がなく、原処分維持が妥当である。

2 補充理由説明

(1) 文書1の不存在について

中部公安調査局において知的障害を有する職員がいる場合には、その障害の程度に応じ、人事配置など必要な支援を行うことが考えられるが、現実には、中部公安調査局において知的障害を有する職員がおらず支援は行っていないので、支援状況が記載されている文書は保有していない。

さらに、「知的障害を有する職員の支援」は、人事管理に関わる内容であると推測されたことから、人事に関する行政文書ファイルを探索することで、該当する文書の有無を把握できると考え、総務部総務課の職員が事務室内及び書庫内において当該ファイルを探索したものである。現実には、中部公安調査局において、知的障害を有する職員がおらず、支援は行っていないのであるから、他のファイルに該当する文書がつつられている可能性はない。

(2) 文書2の不存在について

中部公安調査局において、知的障害等を有する職員がおらず、支援は行っていないところ、本件開示請求に関する研修を実施する根拠がなく、

外部研修に職員を参加させる必要性も認められないので、研修参加報告書は作成・取得していない。

(3) 文書3の不存在について

障害者任免状況通報書の作成は、厚生労働省障害者雇用対策課長より各府省庁人事担当課長（公安調査庁においては総務部人事課長）あての依頼によりなされているため、公安調査庁において中部公安調査局を含む全庁分を一括作成している。通報書の作成に際しては、公安調査庁人事課保有の情報で足りることから、中部公安調査局を含む地方支分部局から報告文書類を徴することはしていない。

(4) 文書4の全部不開示について

文書4は、その全部が法5条1号の不開示情報に該当するとして全部不開示としたところであるが、人事記録の様式及び記載事項は、内閣府令で定められた様式に基づいて作成しており、当庁独自の項目はなく、それらの記載項目、様式部分だけを開示しても有意な情報とは言えず、法5条1号の不開示情報に該当するとはいえないが、法6条1項ただし書の不開示情報に該当するので、様式部分の開示を行う必要はないと考える。

文書4の左上に記載されている番号は、職員番号であるところ、職員管理のほか、個人識別番号として使用しているものであるため、これを明らかにすると職員の同僚等一定範囲の者には個人が特定され、当該職員が処分を受けた事実も明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるので、法5条1号の不開示情報に該当する。

また、右上に記載されている番号（No.）は人事記録の枚数表示の番号であり、これを開示しても有意な情報とは言えず、法5条1号の不開示情報には該当しないが、法6条1項ただし書の不開示情報に該当するので、部分開示を行う必要はないと考える。

(5) 文書5の不存在について

各公安調査局長による行政文書開示決定等に対し取消訴訟等が提起された場合、当該局長が訴訟当事者（平成16年改正前の行政事件訴訟法では被告）となるため、各公安調査局においては情報公開及び個人情報保護に関する判決書を訴訟完結日から30年、判決書以外の訴訟関係文書を訴訟完結日から10年の保存期間を定めて保存することになっている。中部公安調査局では、法の裁判記録は同法施行後の平成13年度以降、行政機関個人情報保護法の裁判記録は同法施行後の平成17年度以降のファイルについて探索した。

上記以外の訴訟（公安調査庁及び公安調査局・事務所の職員による職務上の行為に対する損害賠償請求訴訟等）に関しては、公安調査庁総務

部総務課審理室において一元的に訴訟対応を行っており、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分（観察処分等）の取消し等を求める行政訴訟については公安審査委員会が当事者として訴訟を行っていることから、各公安調査局はそれらの裁判に関する文書を保有しておらず、中部公安調査局においても保有していないが、念のため、上記保存期間を定めて保存することになっている行政文書ファイル管理簿及び事務室・書庫内の行政文書ファイルを探索したところ、該当する行政文書の存在は確認されなかった。中部公安調査局では、実際、過去に訴訟の当事者（原告、被告、参加人）となった事実はなく、同局職員が職務に関連した訴訟を提起した事実もない。

（6）文書6の不存在について

ア 対象文書について

開示請求者は、中部公安調査局の窓口において開示請求した際、「こちらでは、氏名と顔写真を表示したバッジを胸に付けている職員がいないが、なぜ、氏名を明らかにしないのか。名字だけ名乗られても、あなたが本当に職員なのか分からないので不安です。」と述べて、開示請求書に「市民応接に関する文書一式（氏名を明らかにして対応するというようなこと）」と記載したものである。

しかし、請求書の記載内容だけでは対象文書の特定は漠然としていたので、記載内容の不十分さを補うため、中部公安調査局の窓口担当職員が、平成19年12月17日午後8時20分ころ、開示請求者の自宅に電話で行政文書の特定について聴取したところ、開示請求者は、「総務省が出している文書で、市民と応対する際は名札を付けることを義務づけた文書があるはずである。法務省であれば、市民に対して氏名を明らかにすることを明記した法務省の文書があるはずである」と述べていることから、開示請求書に記載された「氏名を明らかにして対応するというようなこと」との内容は、市民応接に対する例規等を想定して例示としてあげたと解されるものではなく、「中部公安調査局が保有する市民応接に関して氏名を明らかにすることを明記した文書」を求めていると判断できるので、それに該当する文書を対象とした。

したがって、理由説明書で述べたとおり、「中部公安調査局情報公開窓口設置規定」等情報公開等例規類には、請求者に応対する窓口職員が氏名を明示するか否かの記述はないため、同例規類は、請求内容に係る行政文書には該当せず、他に開示請求に係る行政文書も存在しない。

イ 公益通報等の対応について

公安調査庁においては、情報申開・個人情報保護の窓口のほか、公益通報があった場合又は公益通報に関する相談の申出があった場合の対応として「公安調査庁公益通報事務処理要領」に基づき、公安調査庁総務部総務課企画調整室に窓口を設けて相談等の対応に当たっているが、各公安調査局には公益通報窓口は設置していない。各公安調査局に公益通報の申出等があった場合には、申出者に対し公益通報窓口が企画調整室であることを説示するか、又は必要に応じて企画調整室に取り次ぐよう全庁的に徹底しているところであるが、同法が施行された平成18年4月以降、中部公安調査局にこうした申出等が行われた事例はない。

また、当庁の業務は、理由説明書でも述べたとおり、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等を行っており、行政相談等にはあまりなじまない行政機関ではあるが、公益通報以外に各公安調査局に対する行政相談等があった場合は、個々のケースに応じて判断し適宜対応するところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成20年2月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年10月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、請求する行政文書の名称等の欄に①知的障害を有する職員のための支援状況が記載されている文書（現在）、②知的障害、自閉症、発達障害を有する人を理解するための研修参加報告書（現在）、③障害者任免状況通報書（平成19年度）、④人事記録（処分された人の分のみ）、⑤裁判書類一式及び⑥市民応援に関する文書一式（氏名を明らかにして対応するというようなこと）と記載された行政文書開示請求書により行われたものである。

処分庁は、文書1ないし文書3、文書5及び文書6は保有しておらず、文書4はその全部を法5条1号の不開示情報に該当するとして原処分を行ったものである。

これに対し審査請求人は、本件開示請求に係る文書1ないし文書3、文書5及び文書6は存在するとし、また、文書4は法5条1号に該当しない旨主張し、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分は妥当として

いることから、以下、本件対象文書の保有の有無及び不開示情報該当性を検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 文書1について

文書1は、「知的障害を有する職員のための支援状況が記載されている文書（現在）」の開示を求めるものであるが、処分庁は、文書1を保有していないとして原処分を行ったものである。

これについて、諮問庁は、中部公安調査局において知的障害を有する職員がいる場合には、その障害の程度に応じ、人事配置など必要な支援を行うことが考えられるが、現実には、中部公安調査局において知的障害を有する職員がいないことから、支援は行っていないので文書1を保有していないと説明する。また、諮問庁は、念のため知的障害を有する職員の支援は人事管理にかかわる内容であると推測されたため、中部公安調査局の総務部総務課の職員が事務室内及び書庫内において人事に関する行政文書ファイルを探したものの、該当する文書は確認されず、さらに、知的障害を有する職員がいないので、他の文書ファイルにも該当する文書がつづられている可能性はないことから、文書1は中部公安調査局において保有していないと説明する。

以上の諮問庁の説明について検討すると、一般的に、知的障害を有する職員のための支援状況が記載されている文書は、知的障害を有する職員がいる場合には作成されることがあるが、知的障害を有する職員がいなければ、知的障害を有する職員のための支援状況が記載されている文書を作成・保有する必要性に乏しいと考えられるので、中部公安調査局に知的障害を有する職員がいないことから、文書1を保有していないとする諮問庁の説明には、不自然、不合理な点はない。また、中部公安調査局において文書1を作成し、又は取得していることをうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、中部公安調査局において、文書1を保有しているとは認められない。

(2) 文書2について

文書2は、「知的障害、自閉症、発達障害を有する人を理解するための研修参加報告書（現在）」の開示を求めるものであるが、処分庁は、文書2を保有していないとして原処分を行ったものである。

これについて、諮問庁は、中部公安調査局において知的障害、自閉症あるいは発達障害を有する職員がいないことから、知的障害等を有する人を理解するための研修を実施しておらず、また、外部からの研修の要請もなく、外部研修に職員を参加させる必要性もなく、研修参加者もい

ないと説明する。さらに、諮問庁は、念のため、中部公安調査局の総務部総務課の職員が、請求内容に係る行政文書に関連すると思われる研修に関する行政文書ファイルを事務室内及び書庫内において探索したが、該当する文書は確認されなかったことから、文書2は中部公安調査局において保有していないと説明する。

以上の諮問庁の説明について検討すると、一般的に知的障害等を有する人を理解するための研修参加報告書については、そのような研修に参加した場合に作成されるものであると解されることからすると、中部公安調査局において、知的障害、自閉症あるいは発達障害を有する職員がいないので、知的障害等を有する人を理解するための研修を実施したり、外部研修に職員を参加させる必要がないことから、文書2を保有していないとする諮問庁の説明には、不自然、不合理な点はない。また、中部公安調査局において文書2を作成し、又は取得していることをうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、中部公安調査局において、文書2を保有しているとは認められない。

(3) 文書3について

文書3は、障害者任免状況通報書（平成19年度）の開示を求めるものであるが、処分庁は、文書3を保有していないとして原処分を行ったものである。

これについて、諮問庁は、平成19年度の障害者任免状況通報は、障害者雇用促進法40条の規定に基づき、厚生労働省障害者雇用対策課長より各府省庁人事担当課長（公安調査庁においては総務部人事課長）あての依頼により行われているところ、公安調査庁においては、中部公安調査局を含む地方支分部局全庁から報告文書類を徴することはせず、公安調査庁人事課保有の情報により地方支分部局全庁分を6月1日現在で作成し、厚生労働大臣に報告しているため、中部公安調査局においては文書3を作成・保有していないと説明する。

以上の諮問庁の説明について検討すると、国及び地方公共団体は、障害者雇用促進法40条の規定に基づき、毎年6月1日現在の当該機関における身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の任免状況について、厚生労働大臣に通報することとされているが、国の行政機関がその出先機関から任免状況の報告を求めるか否かは、各行政機関に任されているところである。

すると、公安調査庁の障害者任免状況通報書は、公安調査庁人事課の保有する情報から中部公安調査局を含む地方支分部局全庁分を作成しているため、中部公安調査局は文書3を作成していないとする諮問庁の説

明に、不自然、不合理な点はない。また、中部公安調査局において文書 3 を作成し、又は取得していることをうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、中部公安調査局において、文書 3 を保有しているとは認められない。

(4) 文書 5 について

文書 5 は、裁判書類一式の開示を求めるものであるが、処分庁は、文書 5 を保有していないとして原処分を行ったものである。

これについて、諮問庁は、以下のとおり説明する。

中部公安調査局及び中部公安調査局長が、過去に訴訟の当事者（原告、被告、参加人）となった事実はなく、同局職員が職務に関連した訴訟を提起した事実もない。

そして、公安調査庁又は公安調査局・事務所の職員による職務上の行為に対する損害賠償請求訴訟等については、公安調査庁総務部総務課審理室において一元的に訴訟対応を行っており、また、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分（観察処分等）の取消し等に係る行政訴訟については、公安審査委員会が処分行政庁として担任していることから、各公安調査局はそれらの裁判に関する文書を保有していない。念のため、中部公安調査局の総務部総務課職員が行政文書ファイル管理簿から訴訟に関する行政文書ファイルのほか、更に事務室内及び書庫内も探索したが、該当する行政文書の存在が確認できなかったため、中部公安調査局においては文書 5 を保有していない。

以上の諮問庁の説明について検討すると、中部公安調査局及び中部公安調査局長において過去に訴訟に係る当事者となった事实在ないのであれば、中部公安調査局において文書 5 を保有していないとする諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、その他、処分庁において文書 5 を作成し、又は取得していることをうかがわせるような特段の事情も認められず、また、処分庁における文書探索が特に不十分であるとは言えない。

したがって、中部公安調査局において、文書 5 を保有しているとは認められない。

(5) 文書 6 について

ア 文書 6 は、市民応接に関する文書一式の開示を求めるものであるが、処分庁は、文書 6 を保有していないとして原処分を行ったものである。

これについて、諮問庁は、中部公安調査局における一般市民を対象とする窓口業務は、情報公開・個人情報保護窓口のみであり、情報公開等例規類を策定し、窓口対応を含めた事務処理の際の手引きと

しているが、情報公開等例規類には、請求者に対応する窓口職員が氏名を明示することを義務付ける記述はないことから、請求内容に係る行政文書には該当せず、また、他に開示請求に係る行政文書も存在せず、文書6は不存在であると説明する。

そのため、まず、情報公開等例規類が本件対象文書に該当するかどうかを検討する。

- イ 審査請求人は、市民応接に関する文書一式を開示請求しており、「氏名を明らかにして対応するというようなこと」との記載は例示であり、市民応接に対する例規等を想定して請求しているとも解される。このことについて諮問庁は、以下のとおり説明する。

審査請求人が中部公安調査局に来庁した際に、氏名と顔写真を表示したバッジを胸に付けている職員がいないが、なぜ、氏名を明らかにしないのか、本当に職員なのか分からない旨述べて、開示請求書に「市民応接に関する文書一式（氏名を明らかにして対応するというようなこと）」と記載した。しかし、開示請求書の記載内容だけでは、対象文書の特定が漠然としていたため、処分庁が平成19年12月17日に審査請求人に電話で確認したところ、審査請求人から市民と応対する際は名札を付けることを義務づけた文書がある旨の回答を得たことから、「中部公安調査局が保有する市民応接に関して氏名を明らかにすることを明記した文書」を求めていると判断し、それに該当する文書を対象としたと説明する。

当審査会において、諮問庁から審査請求人との電話聴取の内容等に係る資料の提示を受けて確認したところ、前記諮問庁の説明のとおりであることが認められることから、文書6は、「市民と応対する際は名札を付けることを義務づけた文書」と解するのが相当である。

そこで、当審査会において、諮問庁から情報公開等例規類の提示を受けて内容を確認したところ、情報公開等例規類は、情報公開事務及び個人情報保護事務における窓口対応を含めた事務処理について詳細に記載されているものの、市民と応対する際は名札を付けることを義務づける旨の記載は認められないので、情報公開等例規類が文書6に該当するとは認められない。

- ウ 次に、諮問庁は、中部公安調査局においては、情報公開・個人情報保護窓口を除いて、一般市民を対象とした窓口業務を行っていないと説明することから、この点について検討する。

公安調査庁の業務のうち、公益通報者保護法2条1項に規定する公益通報があった場合又は公益通報に関する相談の申出については、「公安調査庁公益通報事務処理要領」（以下「公益通報処理要領」

という。)により、公安調査庁法令遵守委員会の事務局に設けられた窓口において、一般市民からの通報及び相談を受け付けている。

しかし、諮問庁は、各公安調査局には公益通報窓口は設置しておらず、各公安調査局に公益通報の申出等があった場合には、申出者に対し公益通報窓口があることを説示するか、又は必要に応じて公益通報窓口に取り次ぐよう全庁的に徹底しており、公益通報者保護法が施行された平成18年4月以降、中部公安調査局にこうした申出等が行われた事例はないと説明する。

公安調査庁の業務が破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等であることから、一般市民からの公益通報の申出等の窓口は、公安調査庁法令遵守委員会の事務局に設けているが、各公安調査局には策定していないとする諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められないから、情報公開・個人情報保護窓口を除いて、一般市民を対象とした窓口業務を行っていない旨の前記中部公安調査局の説明は、妥当であり、したがって、文書6を保有しているとは認められない。

そして、中部公安調査局において文書6を作成し、又は取得していることをうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、中部公安調査局において、文書6を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

文書4は、「人事記録（処分された人の分のみ）」の開示を求めるものであるが、処分庁は、文書4には、氏名、生年月日のほか、採用から現在に至る極めて詳細な経歴等の情報が記載されている個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、全体として法5条1号の不開示情報に該当するとして、その全部を不開示とする原処分を行っており、諮問庁もこれを妥当としていることから、文書4の法5条1号該当性を検討する。

(1) 人事記録について

内閣総理大臣は、国家公務員法19条2項の規定に基づき、内閣府、各省その他の機関をして、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとされ、人事記録の記載事項に関する政令1条によれば、任命権者が人事記録を作成するものとされている。また、人事記録の記載事項は、上記政令2条及び人事記録の記載事項等に関する内閣府令1条に規定されている。文書4は、処分庁の現職職員のうち処分を受けた者の人事記録である。

(2) 法5条1号該当性について

当審査会において見分したところ、文書4には、人事管理 のために処分庁の現職職員のうち処分を受けた職員ごとに職員番号、氏名、性別、生年月日、本籍、学歴、採用試験種別、資格、研修経歴及び表彰に関する事項が記載されているほか、採用からの勤務経歴や給与に関するすべての記録等、当該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、また、人事記録の左上に記載された番号は、諮問庁の説明によれば、職員番号であり、職員管理のほか、個人識別番号として使用されているとのことであるから、これらの情報は、全体として各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ところで、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日、情報公開に関する連絡会議申合せ）」によれば、各行政機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、これを公にすることにより、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされているところ、人事記録に記載された情報は、職務の遂行に係る情報ではないので、当該申合せは適用されない。

また、その他、被処分者の氏名については、法令の規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとする事情も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当しない。氏名以外の人事記録に記載されている情報も、法5条1号ただし書イに該当するものとは認められない。

また、人事記録に記載されている情報については、具体的な職務遂行の内容に係る情報とは認められないため、法5条1号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

(3) 部分開示（法6条2項）の可否について

文書4のうち、氏名、性別、生年月日、本籍及び学歴については、法6条2項の「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当し、これを部分開示することはできない。

また、これらを除いた職員番号、採用試験種別、資格、研修経歴及び表彰に関する事項、採用からの勤務経歴や給与に関するすべての記録等、当該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報については、これを公にすることにより、職場の同僚等の一定範囲のものに個人が特定されることになり、その結果、当該者に特定個人の知られたくない機微な情報が知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部分開示することはできない。

さらに、上記を除く様式及び枚数については、公にしても当該職員の権利利益を害するおそれはないと認められるが、様式については、人事記録の記載事項等に関する政令及び内閣府令により、具体的に記載事項、様式、作成方法などが定められており、また、枚数については、他のすべての部分が不開示とされていることから、これら様式及び枚数を開示することに有意性があるとは認められないので、不開示とすることが相当と認められる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1ないし文書3、文書5及び文書6を保有していないとして不開示とした決定については、中部公安調査局において当該文書を保有しているとは認められず、また、文書4の全部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 大喜多啓光，委員 村上裕章，委員 吉岡睦子